第明治二十五種郵便物認可　三年三月三十一日

△

○

(b)　当該発行に係る有価証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第３項第３号の規定により当該発行に係る有価証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

b　当該届出に係る外国債等（当該外国債等が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等をいう。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。⑵８ｃ及び⑷７において「電子記録移転有価証券表示権利等」という。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第22号）第六号の五様式記載上の注意⑸ｃ、⑴７ｃ、⑶０及び⑶１により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

c　［略］

［⑴３～⑵７　略］

⑵８　募集（売出）債券の状況

［ａ・ｂ　略］

c　届出書提出日前において募集又は売出しの届出をした債券（当該債券が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等をいい、届出書提出日前において全額償還済となったものを除く。）及び当該届出に係る債券（当該債券が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等をいう。）が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意⑵６ｃにより記載することとされている事項に準ずる事項を欄外に記載すること。

［⑵９～⑶４　略］

⑶５　財政

［ａ～ｃ　略］

ｄ　全ての特別会計及び主な政府関係機関の最近５会計年度の歳入及び歳出（決算が確定していない場合には予算による。）について、計数を示して記載すること。

ｅ　［略］

［⑶６～⑷６　略］

⑷７　債券及び利札の様式

債券及び利札の様式並びに券面に記載しようとする事項（振替外債等（電子記録移転有価証券表示権利等を除く。）にあっては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第127条において準用する同法第69条第１項第７号に規定する通知事項）の内容について記載すること。

○

(b)　当該発行に係る有価証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第３項第３号の規定により当該発行に係る有価証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

［加える。］

b　［同左］

［⑴３～⑵７　同左］

⑵８　募集（売出）債券の状況

［ａ・ｂ　同左］

［加える。］

［⑵９～⑶４　同左］

⑶５　財政

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　すべての特別会計及び主な政府関係機関の最近５会計年度の歳入及び歳出（決算が確定していない場合には予算による。）について、計数を示して記載すること。

ｅ　［同左］

［⑶６～⑷６　同左］

⑷７　債券及び利札の様式

債券及び利札の様式並びに券面に記載しようとする事項（振替外債にあっては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第１項第７号に規定する通知事項）の内容について記載すること。